

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和6年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。))が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。))に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第35条第1項の規定に基づき、機構に当該事務の一部を委任している。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能 6. 窓口受付システム 7. コンビニ交付システム 8. 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」という)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法(平成25年法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民福祉部 市民課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	大洲市役所 市民福祉部 市民課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I－5 ②所属長の役職名	課長 久保 正人	課長	事後	
平成30年6月28日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成26年11月21日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	I－7 請求先	大洲市役所 総合政策部 情報管理課	大洲市役所 総務企画部 企画情報課	事後	
令和1年6月12日	II－1及び2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV－1～9	(記載なし)	(各項目追加)	事後	様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加
令和2年4月28日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	I－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	
令和3年9月30日	I－7 請求先	大洲市役所 総務企画部 企画情報課(略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課(略)	事後	
令和3年9月30日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	I-1 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 4. 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」という)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能 6. 窓口受付システム 7. コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」という)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事前	
令和4年12月1日	I-5 ①部署	市民福祉部 市民生活課	市民福祉部 市民課	事後	
令和4年12月1日	I-8 連絡先	大洲市役所 市民福祉部 市民生活課	大洲市役所 市民福祉部 市民課	事後	
令和4年12月1日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	I-1 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能 6. 窓口受付システム 7. コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」という)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能 6. 窓口受付システム 7. コンビニ交付システム 8. 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」という)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	